

名護市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
事業収入等の減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部または全額を免除**

※事業収入等・・・事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のことをいいます。

※非自発的失業軽減を受けている方の場合、当該減免は適用されない場合があります。

保険税が減免される具体的な要件は以下のとおり

世帯の主たる生計維持者について、

- (1) 事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

↓すべての要件を満たす場合には以下の方法で減免額を算定します。

【保険税の減免額の算定】

保険税の減免額 = 対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

対象保険税額 (A × B / C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得額

世帯の主たる生計維持者の、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下または事業廃止や失業の場合	: 全部(10分の10)
400万円以下の場合	: 10分の8
550万円以下の場合	: 10分の6
750万円以下の場合	: 10分の4
1,000万円以下の場合	: 10分の2

●申請期限：令和4年3月31日

期限にかかわらず早めの申請をお願いします。

ご自身が減免の対象となるかどうかや、申請に必要な書類等の詳細については、下記までお問い合わせいただくかホームページ www.city.nago.okinawa.jp でご確認ください。

時期によっては混み合うことが予想され、お問合せ対応や審査にお時間がかかる可能性があります。ご理解のほど宜しくお願いします。



「なぐうえーかた」

(お問合せ先) 国民健康保険課 保険税係 電話：53-1212(内線274)

保険税の猶予制度については裏面参照